

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年 8月22日
【会社名】	株式会社ブロンコピリー
【英訳名】	B R O N C O B I L L Y C o . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹市 克弘
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市名東区平和が丘一丁目75番地
【電話番号】	052-775-8000(代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 古田 光浩
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市名東区平和が丘一丁目75番地
【電話番号】	052-775-8000(代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 古田 光浩
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 2,751,248,000円 オーバーアロットメントによる売出し 434,172,000円 (注)1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成26年8月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年8月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	800,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成26年8月22日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下、「一般募集」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、120,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集とは別に、平成26年8月22日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成26年9月1日(月)から平成26年9月4日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	800,000株	2,751,248,000	1,375,624,000
計(総発行株式)	800,000株	2,751,248,000	1,375,624,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年8月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成26年9月5日(金) 至 平成26年9月8日(月) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年9月11日(木) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年9月1日(月)から平成26年9月4日(木)までの間のいずれの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は前記「2 株式募集の方法及び条件 (1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://custom.xj-serve.com/bronco/data8.php>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年8月29日(金)から平成26年9月4日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年9月1日(月)から平成26年9月4日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年9月1日(月)の場合、申込期間は「自 平成26年9月2日(火) 至 平成26年9月3日(水)」、払込期日は「平成26年9月8日(月)」

発行価格等決定日が平成26年9月2日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年9月3日(水) 至 平成26年9月4日(木)」、払込期日は「平成26年9月9日(火)」

発行価格等決定日が平成26年9月3日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年9月4日(木) 至 平成26年9月5日(金)」、払込期日は「平成26年9月10日(水)」

発行価格等決定日が平成26年9月4日(木)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成26年9月1日（月）の場合、受渡期日は「平成26年9月9日（火）」

発行価格等決定日が平成26年9月2日（火）の場合、受渡期日は「平成26年9月10日（水）」

発行価格等決定日が平成26年9月3日（水）の場合、受渡期日は「平成26年9月11日（木）」

発行価格等決定日が平成26年9月4日（木）の場合、受渡期日は「平成26年9月12日（金）」

となりますのでご注意ください。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 黒川支店	愛知県名古屋市北区田幡二丁目13番11号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	648,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	80,000株	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	24,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	24,000株	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	24,000株	
計	-	800,000株	-

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,751,248,000	26,000,000	2,725,248,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成26年8月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,725,248,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会において決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限408,687,200円と合わせ、手取概算額合計上限3,133,935,200円について、全額を設備投資資金に充当する予定であります。具体的には、新規出店及び新工場設立のための設備投資資金として、539,489千円を平成26年12月末までに、1,599,030千円を平成27年12月末までに、残額を平成28年12月末までに充当する予定であります。

なお、当社の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	120,000株	434,172,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、120,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://custom.xj-serve.com/bronco/data8.php>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

#### 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 3 売出価額の総額は、平成26年8月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### 2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成26年9月5日（金） 至 平成26年9月8日（月） （注）1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本店及び 国内各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される株式の受渡期日と同一とします。

5 株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、120,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年8月22日(金)開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成26年10月8日(水)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年10月3日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年9月1日(月)の場合、「平成26年9月4日(木)から平成26年10月3日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月2日(火)の場合、「平成26年9月5日(金)から平成26年10月3日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月3日(水)の場合、「平成26年9月6日(土)から平成26年10月3日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月4日(木)の場合、「平成26年9月9日(火)から平成26年10月3日(金)までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社ストロングウィル、竹市靖公、竹市克弘及び竹市啓子は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載します。

・裏表紙に当社のロゴ  を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

### 1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(\*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(\*2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(\*2)に係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

\*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年8月23日(土)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年9月1日(月)から平成26年9月4日(木)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

\*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

\*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://custom.xj-serve.com/bronco/data8.php>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「1 会社概要」から「5 店舗状況(平成26年6月30日現在)」までの内容をカラー印刷したものを記載します。



## 1 会社概要

(平成26年6月30日現在)

会社名	株式会社ブロンコビリー 英訳名(BRONCO BILLY Co.,LTD.)
本社所在地	愛知県名古屋市名東区平和が丘一丁目75番地
設立	昭和58年12月
資本金	8億333万円
従業員数	281人
事業内容	ステーキ、ハンバーグ、サラダバーなどを提供する郊外型レストランの展開
店舗数	78店舗

(注) 従業員数は、嘱託社員を除く従業員数であります。

## 2 沿革

年月	事項
昭和58年12月	ステーキレストラン経営を目的として名古屋市北区に株式会社ブロンコ(資本金200万円)を設立(店舗数3店)
平成4年9月	名古屋市外の出店1号店、春日井高蔵寺店(愛知県春日井市)開店
平成5年6月	多店舗出店に備え、愛知県春日井市にコミサリー(加工工場)を開設
平成7年1月	株式会社ブロンコビリーに商号変更
平成8年8月	岐阜県での第1号店、大垣垂井店(岐阜県不破郡垂井町)開店
平成9年8月	三重県での第1号店、四日市生桑店(三重県四日市市)開店
平成9年12月	本社を名古屋市名東区に移転し、本社内にトレーニングセンターを開設
平成12年12月	静岡県での第1号店、浜松有玉店(浜松市東区)開店
平成16年6月	オープンキッチンによる炭焼き台、大かまど、サラダバーを導入し3店舗を改装
平成17年4月	上記改装を植田店(名古屋市天白区)を除き全店終了
平成18年4月	本社内に、ケーキ工場を開設 客席数の増加、分煙、内外装のリニューアルを開始
平成19年11月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成19年12月	平成18年4月から開始したリニューアルを尾張旭店(愛知県尾張旭市)を除き全店終了
平成20年9月	東京都での第1号店、昭島昭和の森店(東京都昭島市)開店
平成20年11月	埼玉県での第1号店、大宮三橋店(さいたま市大宮区)開店
平成21年10月	コミサリー(加工工場)を愛知県春日井市に拡大移転し、ファクトリーに名称を変更 本社内のトレーニングセンター及びケーキ工場をファクトリー内に移転
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(現 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場
平成22年9月	神奈川県での第1号店、青葉台店(横浜市青葉区)開店
平成23年8月	東京証券取引所市場第二部及び名古屋証券取引所市場第二部上場 大阪証券取引所JASDAQ市場(現 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))の株式上場を廃止
平成24年8月	東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部銘柄に指定
平成25年2月	千葉県での第1号店、東千葉店(千葉市中央区)開店
平成25年3月	竹市克弘が代表取締役社長に就任 竹市靖公が代表取締役会長に就任
平成26年5月	滋賀県での第1号店、彦根店(滋賀県彦根市)開店

### 3 業績等の推移

#### 主要な経営指標等の推移

回次		第28期	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期※2四半期 累計期間/会計期間
決算年月		平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
売上高	(千円)	7,767,734	8,796,932	9,503,126	9,983,899	11,290,337	6,201,448
経常利益	(千円)	947,834	1,207,279	1,404,696	1,432,785	1,546,818	943,841
当期(四半期)純利益	(千円)	523,715	604,125	700,024	869,820	880,579	570,275
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	803,337	803,337	803,337	803,337	803,337	803,337
発行済株式総数	(株)	3,315,000	3,315,000	3,315,000	3,315,000	6,630,000	6,630,000
純資産額	(千円)	4,588,970	5,053,502	5,625,059	6,372,349	7,085,454	7,574,110
総資産額	(千円)	5,806,424	6,408,803	6,967,555	7,763,577	8,755,746	9,433,157
1株当たり純資産額	(円)	1,384.30	1,524.44	1,696.86	961.15	1,068.73	—
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額)	(円)	40.00 (20.00)	40.00 (20.00)	40.00 (20.00)	48.00 (20.00)	37.00 (24.00)	— (13.00)
1株当たり当期(四半期)純利益	(円)	157.98	182.24	211.17	131.20	132.82	86.02
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	79.0	78.9	80.7	82.1	80.9	80.3
自己資本利益率	(%)	11.8	12.5	13.1	14.5	13.1	—
株価収益率	(倍)	8.9	9.9	10.1	8.1	14.3	—
配当性向	(%)	25.3	21.9	18.9	18.3	18.8	—
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)		920,588	1,306,011	1,084,443	1,352,123	1,641,318	853,034
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)		△479,336	△525,341	△592,037	△600,650	△875,204	△695,584
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)		△420,026	△268,528	△193,603	△169,529	△158,715	△86,513
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高(千円)		798,254	1,310,395	1,609,197	2,191,140	2,798,539	2,869,476
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	182 (469)	185 (551)	204 (580)	226 (598)	247 (672)	— (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
4. 第31期の1株当たり配当額48円には、記念配当8円を含んでおります。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 従業員数には嘱託社員は含んでおりません。従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
7. 平成25年7月1日付で1株を2株とする株式分割を行っておりますが、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額において、第32期中間配当以前については当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。





(注) 平成25年7月1日付で1株を2株とする株式分割を行っておりますが、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

## 4 事業の内容

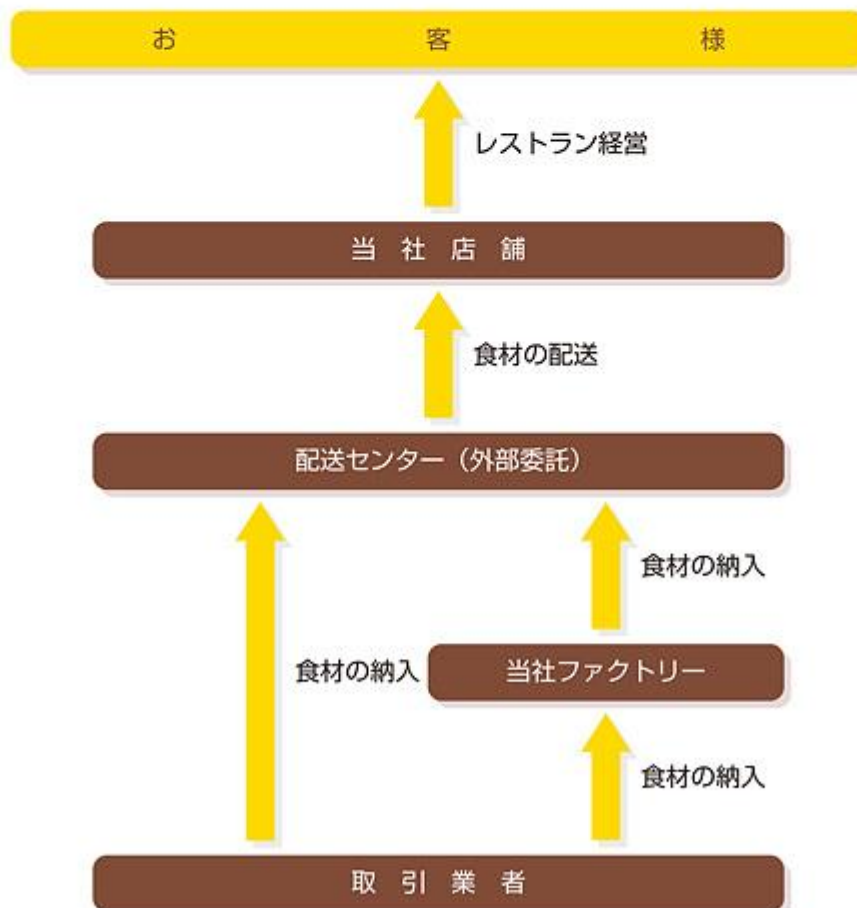
当社は、昭和53年6月にステーキハウス「ブロンコ」を名古屋市北区に開店いたしました。その後、「ブロンコビリー」の店名で名古屋市内から郊外へと店舗を拡大しはじめ、お客様が気軽に立ち寄り易いよう駐車場を完備した郊外型のレストランとして、幹線道路沿いに店舗展開しております。

メインのメニューであるステーキやハンバーグは主に豪州産牛肉を使用し、一緒に新鮮なサラダ(サラダバー)を揃えております。しかも原材料となる牛肉や野菜、ステーキソースに至るまで、こだわった食材を追求しつづけており、バランスの取れた商品構成等を心がけております。

また、その味や鮮度を活かすためにステーキやハンバーグについては、ファクトリー(加工工場)で毎日店舗へ出荷できるよう加工し、野菜については、お客様に新鮮な状態で召し上がっていただけるよう毎日配送の物流体制を取り入れております。

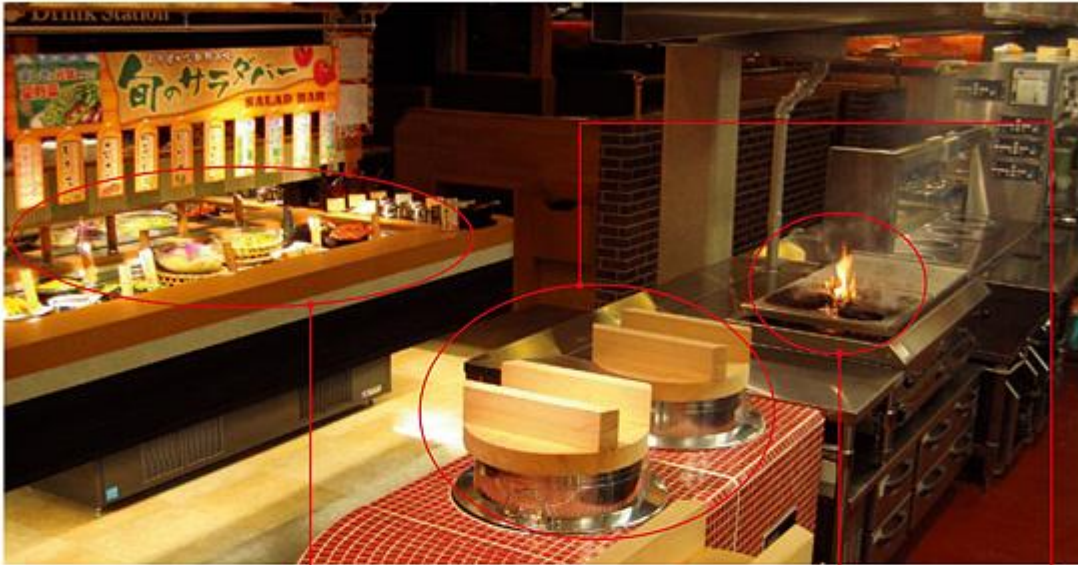
当社は、平成26年6月30日現在、愛知、岐阜、三重、静岡、東京、埼玉、神奈川、千葉、滋賀の1都8県下で直営店78店舗を展開しております。「おいしい料理と気持ちよいサービス、清潔で楽しい店づくりを通じて心地よいひとときを提供すること」を企業理念とし営業活動を進めております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



## 店舗内風景

### ■ オープンキッチン



### ■ サラダバー



### ■ 炭焼き



### ■ 大かまど



## 主力メニュー

### ■ 熟成ぶどう牛



### ■ がんこハンバーグ





## 5 店舗状況 (平成26年6月30日現在)

店舗数 78店舗



### ▲彦根店

(滋賀県での第1号店として平成26年5月に開店)



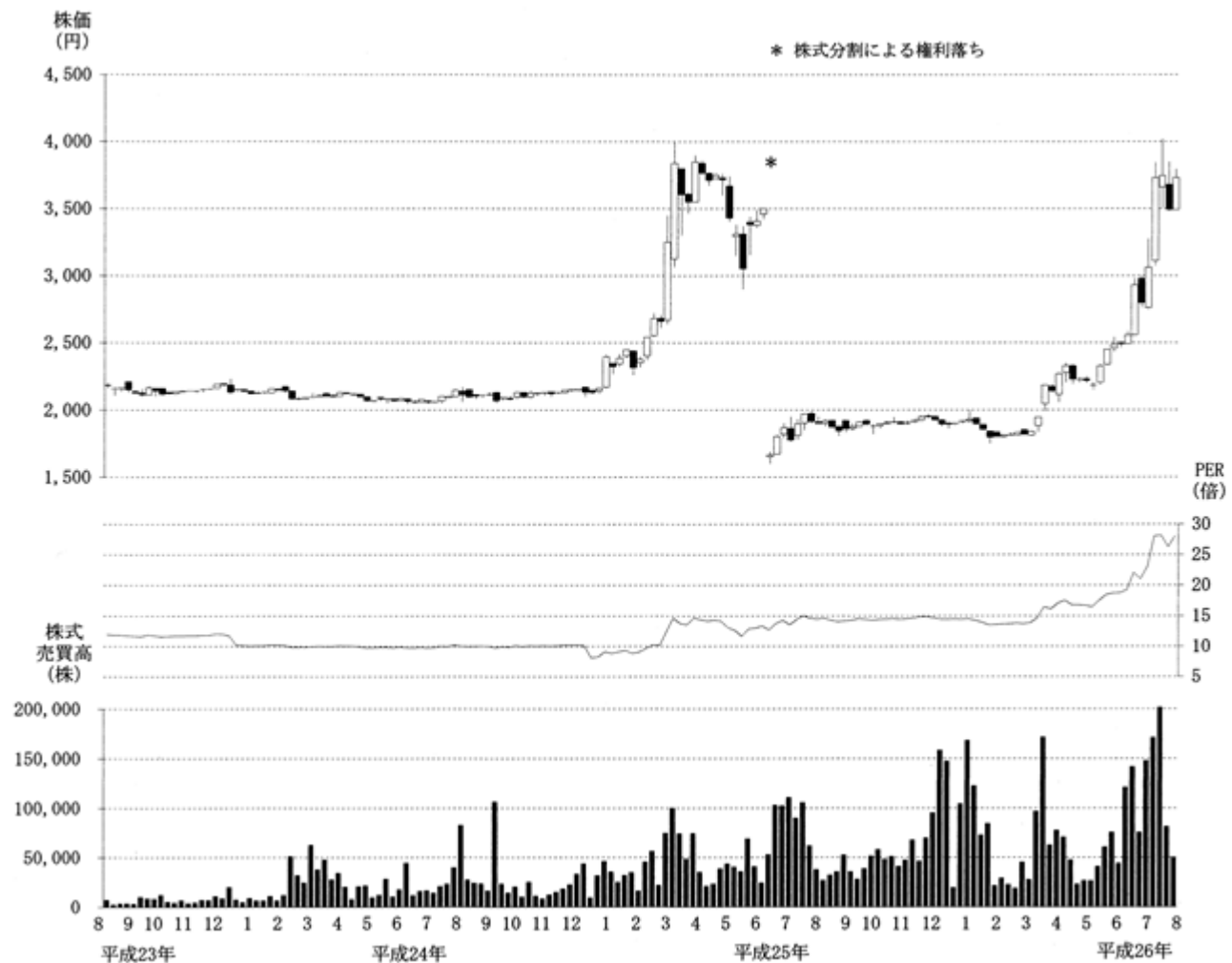
### ▲ファクトリー (加工工場)

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[ 株価情報等 ]

1 【 株価、P E R 及び株式売買高の推移 】

平成23年8月22日から平成23年8月25日までの株式会社大阪証券取引所及び平成23年8月26日から平成26年8月15日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 ・ 株値のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株値を表しております。  
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成23年8月22日から平成23年12月31日については、平成22年12月期有価証券報告書の平成22年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年1月1日から平成24年12月31日については、平成23年12月期有価証券報告書の平成23年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年1月1日から平成25年6月25日については、平成24年12月期有価証券報告書の平成24年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年6月26日から平成25年12月31日については、平成24年12月期有価証券報告書の平成24年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用(平成25年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っているため。 )。

平成26年1月1日から平成26年8月15日については、平成25年12月期有価証券報告書の平成25年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年2月22日から平成26年8月15日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等の保有 割合(%)
株式会社みずほ銀行	平成26年7月15日	平成26年7月23日	大量保有報告書 (注)1	100,000	1.51
みずほ証券株式会社				10,300	0.16
みずほ信託銀行株式会社				44,200	0.67
みずほ投信投資顧問株式会社				177,000	2.67
新光投信株式会社				8,100	0.12

(注)1 株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社は共同保有者であります。

- 上記大量保有報告書は関東財務局及び東海財務局に、また大量保有報告書の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成26年7月31日現在）、以下のとおりとなっております。

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加 能力（席）
			総額 （千円）	既支払額 （千円）		着手	完了	
ブロンコピラー 西船橋店 （千葉県市川市）	飲食事業	営業店舗用設 備等	103,050	42,269	自己資金	平成26年 5月	平成26年 9月	120
ブロンコピラー 大宮南中野店 （さいたま市見沼区）	飲食事業	営業店舗用設 備等	106,550	36,718	増資資金及び 自己資金	平成26年 6月	平成26年 10月	122
ブロンコピラー 戸塚原宿店 （横浜市戸塚区）	飲食事業	営業店舗用設 備等	100,250	27,890	増資資金及び 自己資金	平成26年 6月	平成26年 10月	120
ブロンコピラー イオンタウン熱田店 （名古屋市熱田区）	飲食事業	営業店舗用設 備等	104,350	600	増資資金及び 自己資金	平成26年 8月	平成26年 11月	120
ブロンコピラー イオンタウン湖南店 （滋賀県湖南市）	飲食事業	営業店舗用設 備等	111,469	20,075	増資資金及び 自己資金	平成26年 8月	平成26年 12月	102
ブロンコピラー 鎌取インター店 （千葉市中央区）	飲食事業	営業店舗用設 備等	101,550	5,137	増資資金及び 自己資金	平成26年 9月	平成26年 12月	120
ブロンコピラー 徳重店 （名古屋市緑区）	飲食事業	営業店舗用設 備等	123,600		増資資金及び 自己資金	平成26年 11月	平成27年 2月	120
ブロンコピラー 成田店 （千葉県成田市）	飲食事業	営業店舗用設 備等	116,950	3,000	増資資金及び 自己資金	平成27年 1月	平成27年 4月	120
ブロンコピラー 流山青田店 （千葉県流山市）	飲食事業	営業店舗用設 備等	131,550	6,600	増資資金及び 自己資金	平成27年 2月	平成27年 5月	120
ブロンコピラー 武石インター店 （千葉市花見川区）	飲食事業	営業店舗用設 備等	121,050		増資資金及び 自己資金	平成27年 6月	平成27年 9月	120
その他11店舗	飲食事業	営業店舗用設 備等	1,145,450		増資資金及び 自己資金	平成27年 1月	平成27年 12月	1店舗につき 120
その他15店舗	飲食事業	営業店舗用設 備等	1,586,250		増資資金及び 自己資金	平成28年 1月	平成28年 12月	1店舗につき 120
関東ファクトリー	加工工場	工場設備等	100,000		増資資金及び 自己資金	平成26年 9月	平成26年 11月	未定 （注）4

（注）1 投資予定金額には、無形固定資産が含まれております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 事業所名は、正式決定していないため、仮称としております。

4 関東ファクトリーは、物件を検討中のため完成後の製造の増加能力は未定であります。

## 2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期事業年度）の提出日（平成26年3月18日）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

（平成26年3月19日提出の臨時報告書）

### 1 提出理由

当社は、平成26年3月18日開催の当社第32期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年3月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役に竹市靖公、竹市克弘、古田光浩、竹市啓子、出口有二、馬場崇文、宮本卓、平野曜二の各氏を選任する。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役に浅野裕生、山口剛の両氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）	
竹市 靖公	49,753	87			可決（97.5%）
竹市 克弘	49,759	81			可決（97.5%）
古田 光浩	49,752	88			可決（97.5%）
竹市 啓子	49,752	88			可決（97.5%）
出口 有二	49,754	86			可決（97.5%）
馬場 崇文	49,750	90			可決（97.5%）
宮本 卓	49,747	93			可決（97.5%）
平野 曜二	49,757	83			可決（97.5%）
第2号議案				（注）	
浅野 裕生	49,758	83			可決（97.5%）
山口 剛	15,669	4,172			可決（89.5%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成26年7月30日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成26年3月19日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 訂正内容

訂正箇所は\_\_\_\_\_ (下線) を付して表示しております。

2 報告内容

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(訂正前)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)	
竹市 靖公	49,753	87			可決(97.5%)
竹市 克弘	49,759	81			可決(97.5%)
古田 光浩	49,752	88			可決(97.5%)
竹市 啓子	49,752	88			可決(97.5%)
出口 有二	49,754	86			可決(97.5%)
馬場 崇文	49,750	90			可決(97.5%)
宮本 卓	49,747	93			可決(97.5%)
平野 曜二	49,757	83			可決(97.5%)
第2号議案				(注)	
浅野 裕生	49,758	83			可決(97.5%)
山口 剛	<u>15,669</u>	4,172			可決(89.5%)

(注) 略

(訂正後)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)	
竹市 靖公	49,753	87			可決(97.5%)
竹市 克弘	49,759	81			可決(97.5%)
古田 光浩	49,752	88			可決(97.5%)
竹市 啓子	49,752	88			可決(97.5%)
出口 有二	49,754	86			可決(97.5%)
馬場 崇文	49,750	90			可決(97.5%)
宮本 卓	49,747	93			可決(97.5%)
平野 曜二	49,757	83			可決(97.5%)
第2号議案				(注)	
浅野 裕生	49,758	83			可決(97.5%)
山口 剛	45,669	4,172			可決(89.5%)

(注) 略

### 3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第32期事業年度)及び四半期報告書(第33期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年8月22日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じておりません。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日(平成26年8月22日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年8月22日)現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 外食業界の動向について

当社の属する外食業界は、既に成熟した業界であり、市場規模の拡大は見込めない傾向にあります。併せて、中食業界の拡大や、新規参入が容易であること等により、競争が激化しており、依然として厳しい状況が継続しております。また、外食業界は景気動向の影響を受けやすく、景気動向によっては業績が大きく左右されることが考えられます。

当社といたしましては、メニュー改訂、使用する食材へのこだわり、オープンキッチンやテレビモニターの導入による見せる店づくり等により他社との差別化を図る方針であります。しかしながら、当社と同様のコンセプトを持つ競合他社の増加等により競争が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 商品表示について

外食業界におきましては、一部企業の産地偽装や賞味期限の改ざんが発生する等、食の安全性や信頼性に消費者の信用を失う事件が発生しております。当社は、事業規模の大きな信頼ある納入業者から仕入を行い、適正な商品表示に努めております。しかしながら表示内容に重大な誤り等が発生した場合、社会的信用の低下により来客数が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) B S E 問題について

当社の主要メニューであるステーキ・ハンバーグには牛肉が使用されておりますが、平成13年9月にB S E(牛海绵状脳症)に感染した牛が国内で初めて発見され、消費者の牛肉に対する不安感の増大から、当社を含め牛肉を食材として使用する外食業界は業績に多大な影響を受けました。また、平成15年12月には米国内においてもB S Eに感染した牛が発見され、一時輸入停止措置が講じられましたが、平成18年7月には輸入が再開されました。

当社は管理が行き届いた豪州産牛肉を主に使用しており、これまでのところ、同国内においてBSEに感染した牛は発見されておりません。しかしながら、今後、豪州においてBSE問題が発生した場合には、牛肉の調達ができないことによる営業休止や調達コストの増加等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 単一の営業形態について

当社は現在、ステーキハウス「ブロンコビリー」のみを運営する単一業態であり、今後も同業態で規模を拡大していく方針であります。そのため、当社が提供する商品や当社が展開する店舗等のコンセプトが消費者の嗜好に合わなくなった場合には、来客数が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、BSE、食肉商社の偽装等、牛肉に起因した問題が発生した場合には、複数業態を展開している外食事業者と比較して、業績に多大な影響を受ける可能性があります。そのため、当社のコンセプトが消費者の支持を得られなくなった場合や、特定の食材に起因した問題が発生した場合には、来客数が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 原材料価格の高騰について

当社は豪州産牛肉を主に使用しており、国内の商社を通してメニューに使用する食材(部位)の必要量を確保しておりますが、豪州における干ばつ・洪水等の天候不順、為替相場的大幅な変動、セーフガードの発動による関税引き上げ等が発生した場合や、米国等でBSE等が発生し、牛肉輸入の代替先として豪州産牛肉が選定された場合は、同牛肉の仕入価格が上昇する可能性があります。その場合には仕入れコストが増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、その他の食材についても、仕入価格の高騰、数量の確保が困難に陥った場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 店舗展開について

新規出店について

当社は、平成26年6月30日現在、愛知、岐阜、三重、静岡、東京、埼玉、神奈川、千葉、滋賀の1都8県下に78店舗を展開しており、出店基準に基づき、平成25年12月期は、6店舗、平成26年12月期第2四半期累計期間には、5店舗の出店をいたしました。

当社は、今後も成長を継続させていくために東海地方、関東地方並びに関西地方へ出店していく方針であり、中長期的戦略として、首都圏への出店の注力及び当期以降における年間の出店店舗数拡大を計画しております。今後の出店において、当社の出店基準に見合う物件の確保が容易に出来ない場合や、出店拡大に関して人員確保や多店舗運営等に支障が生じた場合、出店後に計画どおり収益が確保できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

差入保証金について

当社は、新規出店に際して、原則として自社物件の取得は行わず、賃貸物件による新規出店を基本方針としております。物件の賃借に当たっては、賃貸人に対して、差入保証金を差し入れた上で土地、建物を賃借しております。

当社は、出店時に顧問弁護士の指導を受けて賃貸人と契約書を締結しており、出店後においては、賃貸人との良好な関係を保持してまいりましたので、現在までのところ閉店等に伴い差入保証金が回収できなかった事例はありません。

しかしながら、今後、賃借物件の地主・家主の経済的破綻等により差入保証金等の一部又は全額の回収が不能となることのある他、店舗営業の継続に支障等が生じる可能性があります。また、当社の都合で賃貸借契約を中途解約する場合には、契約上の返済条件の規定から差入保証金等を放棄せざるを得なくなる場合があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

店舗に係る損失について

当社は退店基準に基づき、業績の回復が困難となった店舗、賃貸借契約期間が満了し契約更新が困難な店舗については、店舗の退店を行っております。店舗の退店が発生した場合には、賃貸物件の違約金の発生や、転賃費用及び固定資産の除却損が発生いたします。

また今後、商圈人口、交通量、競合店状況の変化によって店舗の業績が悪化した場合や、店舗閉鎖に伴い遊休資産が発生した場合には、減損損失を計上する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 店舗運営費の増加について

人件費について

当社は、従業員のうちパートタイマー(短時間労働者)が多くを占めており、当社の出店エリアにおいて同業他社等の増加により労働需給が逼迫している地域があります。そのため、当社は時間給を引き上げることで、パートタイマーを確保せざるを得ない地域があり、人件費の増加要因となっております。

当社は、既存のパートタイマーの業務処理能力を高めるために必要な教育を行い、定着率を高めるため労働環境の改善に引き続き取り組んでまいりますが、人員の確保ができなくなった場合、時間給の引き上げが必要となり、給料や保険料の負担の増加等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 販売促進費について

当社は、お客様の来店頻度を高めるために、来店されたお客様に対するドリンク無料券や金券等を配付したり、新聞の折込広告等によるサービス券の配布等の販売促進策を実施しております。これらの販売促進券を活用した販売促進策は、来店頻度を向上させるための有効な手段であると考えていることから、今後も継続的に実施していく方針であります。当社といたしましては、お客様の販売促進券の回収時期が集中しないよう使用期限を設定している他、お客様の販売促進券の使用に対して発生する費用に備え、過去の回収実績に基づき、販売促進引当金を設定しておりますが、当社が想定した以上に販売促進券の回収率が上昇した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 食肉の仕入について

当社は、ステーキ・ハンバーグの主原料である牛肉の仕入を主にプリマハム株式会社から行っており、肉類の仕入額のうち同社からの仕入は、平成24年12月期：42.2%（仕入総額の14.2%）、平成25年12月期：35.1%（仕入総額の11.9%）、平成26年12月期第2四半期累計期間：25.1%（仕入総額の9.5%）となっております。

現在のところ、同社との関係は良好であります。何らかの要因により取引が継続できない事態が生じた場合には、当社の仕様にあった牛肉の仕入を行うことができなくなる可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 特定地域に対する依存度について

##### 災害リスクについて

当社は、主として東海地区及び関東地区において、事業活動を行っております。このうち東海地区は、今後その発生が予測されている東海・東南海地震の防災強化地域内に位置しております。将来、これらの地域で地震等の大規模災害が発生した際には、営業店舗及びファクトリー（加工工場）の損傷等による営業日数・営業時間の減少により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 経済的ダメージによる消費環境の悪化について

地震等の災害の発生のみならず、何らかの理由により地域経済の混乱、低迷による雇用環境の悪化及び個人所得の減少により来客数が著しく減少する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 法的規制等について

##### 食品衛生法について

当社のファクトリー（加工工場）に関する主な法規制としては、「食品衛生法」があります。工場で製造しているハンバーグやステーキソース等に関して十分な品質管理等を実施しており、併せて万一の場合に備えて製造物責任賠償に係る保険に加入しております。

しかし仮に、食品事故の発生等により、食品営業許可証の取消や営業停止処分等を含む行政指導を受けた場合、あるいは保険の補償範囲を超える多額の損害賠償金が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について

平成13年5月1日に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」により、年間100トン以上の食品廃棄物を排出する食品関連事業者は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再生利用を通じて、食品循環資源の再生利用等の実施率を向上させることが義務付けられております。

当社は、年間100トン以上の食品廃棄物を排出する食品関連事業者に該当しており、現在食品廃棄物の内、廃油の回収、特定店舗での生ゴミの回収による生ゴミの堆肥化を進めております。

しかしながら、同法の排出量削減の基準等が引き上げられた場合、新たな対応に伴う追加コスト等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 短時間労働者（パートタイマー等）について

当社は、従業員のうち短時間労働者が多くを占めております。今後、厚生年金、健康保険の適用基準が拡大あるいはパートタイム労働法の改正等による保険料負担の増加等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 法令遵守について

当社は、行動憲章の制定、コンプライアンス委員会の設置等、法令遵守体制の整備と研修を行っております。

しかしながら、役職員等に法令違反が発生した場合には、社会的信用の低下により来客数が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 人材の確保と育成について

当社は、新規の店舗展開と既存店の店舗運営及び内部管理体制を増強するために、優秀な人材を確保していくことが必要であり、求人・採用活動のレベルアップ、採用後の従業員に対する研修等を含めた従業員教育の充実、自己啓発の推奨等で、人材育成に取り組んでおります。

しかしながら、人材の確保及び育成が当社の計画通りに進まない場合は、予定している店舗展開が未達成となり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 個人情報の管理について

当社では、店舗で行っている販促サービスとしての顧客情報と、お客様からのメールや電話等で取得した情報及び社員、パート・アルバイト等の個人情報を取り扱っております。当該個人情報の管理は、取得時は利用目的をあらかじめ説明し、取得後にはデータの漏洩、滅失又は毀損が発生しないように万全を期しております。

しかしながら、何らかの理由により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償請求の発生や社会的信用の低下等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 感染症(新型インフルエンザ等)の流行について

新型インフルエンザ等の感染症の発生により、消費者が外出を控えること等による来客数の減少、また、従業員への波及により人員確保が出来ない場合は、店舗運営に支障をきたし営業が困難となることから、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 至	平成25年1月1日 平成25年12月31日	平成26年3月18日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第2四半期)	自 至	平成26年4月1日 平成26年6月30日	平成26年7月24日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月18日

株式会社ブロンコピリー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 野 英 生

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロンコピリーの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブロンコピリーの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ブロンコピリーの平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ブロンコピリーが平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年7月24日

株式会社ブロンコピリー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡野 英生 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 楠元 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロンコピリーの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第33期事業年度の第2四半期会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロンコピリーの平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。